

## 協働について

## 1 これまでの区の協働のあらまし

時期	概要
平成 10 (1998) 年度	特定非営利活動促進法 (NPO 法) 施行 ・ ボランティア・NPO による市民活動の活発化を背景
平成 12 (2000) 年度	「杉並区 21 世紀ビジョン」議決 ・ 「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ (協働)」と定める
平成 14 (2002) 年度	「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」施行 ・ 協働の基本理念等を明確化、「NPO 支援基金」、「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置
	「すぎなみボランティア・NPO 活動推進センター」設立 ・ NPO やボランティアの活動の支援・促進
平成 15 (2003) 年度	「杉並区自治基本条例」施行 ・ 協働の意義・原則を定める
平成 16 (2004) 年度	「すぎなみ『協働ガイドライン』」策定 ・ NPO 等と区のよりよい協働をめざし、実現に向けた基本方針や手順を明確化
	「NPO 等からの協働事業提案制度」実施 ・ NPO 等からの事業提案制度を平成 18 (2006) 年度までの 3 年間、モデル的に実施
	区内高等教育機関 (6 大学※) と連携協働に関する包括協定締結 ・ 区民の生涯学習を支援し、相互の人的・知的・物的資源の交流・活用を図り、相互の人材育成に寄与することを目的に、区内 6 大学との協定を締結 ※東京立正短期大学、女子美術大学・短期大学、高千穂大学、明治大学、立教女学院短期大学、東京女子大学
平成 17 (2005) 年度	「すぎなみ地域活動ネット」開設 ・ インターネットによる地域活動情報を発信
	行財政改革大綱・第 3 次行財政改革実施プラン策定 ・ 平成 22 (2010) 年度までに区の 6 割の事業を NPO 等との協働や民営化・民間委託により実施することを決定 (新たに「協働化率」を指標として定める)
	「NPO 支援機構すぎなみ」設立 ・ 主に杉並区の地域で活動する NPO 法人・団体の中間支援組織
平成 18 (2006) 年度	「すぎなみ地域大学」開校、協働ガイドライン改定 ・ 地域活動に必要な知識・技術を学び、地域社会に貢献する人材、協働の担い手を育成するため、地域大学を開校し、各種講座を実施 ・ 協働ガイドラインを改定し、「NPO 等からの協働事業提案制度」や「協働事業評価制度」の実施状況等を追記
	「市場化提案制度検討委員会」設置 ・ 市場化提案制度検討委員会を設置し、モデル事業の実施・検討を進める。平成 18 (2006) 年 9 月中間とりまとめ、平成 19 (2007) 年 5 月に検討報告まとめ
平成 19 (2007) 年度	「杉並行政サービス民間事業化提案制度」実施、協働ガイドライン改定 ・ 区の全事務事業を公表し、民間事業者等からの提案を受ける ・ 協働ガイドラインを改定し、民間事業化提案制度の検討概要を追記
	女子美術大学とデザインに関する個別協定を締結 ・ デザインの先端研究を行う女子美術大学と連携協働し、杉並区が行う外部への発信に係るデザイン力を向上させることを目的に、協定を締結
平成 20 (2008) 年度	民間事業化提案制度見直し、協働ガイドライン改定 ・ テーマ型提案を新設 ・ 民間事業化提案制度の概要等について追記

時期	概要
平成 23 (2011) 年度	杉並区基本構想 (10 年ビジョン)・総合計画策定 ・基本構想に「基本構想を実現するために」で『参加と協働による地域社会づくり』と定めるとともに、総合計画で協働推進基本方針を策定
平成 24 (2012) 年度	行政経営懇談会設置、「杉並区における今後の協働の取組方針」策定 ・学識経験者で構成する「行政経営懇談会」を設置し、「新たな協働のあり方」を決定するとともに、杉並区 NPO 等活動推進協議会の意見を踏まえ、今後の取組方針を策定
平成 25 (2013) 年度	協働ガイドライン改定 ・協働の考え方を地域活動団体同士の取組を含めて捉え直した上で、協働提案制度等を協働ガイドラインへ追記
平成 27 (2015) 年度	協働推進計画策定 ・総合計画・実行計画改定において、実行計画と一体的に定めていた協働の主な取組を「協働推進計画」として位置づけ
平成 29 (2017) 年度	大塚製薬株式会社との連携と協働に関する包括協定締結 ・健康づくりや災害対策などの分野で連携・協働することにより、区民の健康増進及び区民サービスの向上を図ることを目的に、協定を締結 (株)セブン-イレブン・ジャパン及び(株)イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定締結 ・災害対策や高齢者の支援などの分野で連携・協働することにより、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的に、協定を締結
令和元 (2019) 年度	株式会社セノンとの地域活性化包括連携協定締結 ・地域の安全・安心やスポーツの振興などの分野で連携・協働することにより、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的に、協定を締結

## 2 区におけるこれまでの協働の取組（総括）

平成 10 (1998) 年に特定非営利活動促進法 (NPO 法) が制定され、また、平成 12 (2000) 年に地方分権一括法が施行されるなど、自治をとり巻く諸状況の変化を受け、区では同年度に策定した杉並区 21 世紀ビジョンにおいて、基本構想の中に初めて「協働」という用語を使用しました。平成 14 (2002) 年には「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を制定して、協働の基本理念等を明確化するとともに、NPO に対して資金を助成し、その活動を推進するための「NPO 支援基金」、NPO 等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行う「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置しました。

平成 16 (2004) 年度には「協働ガイドライン」を策定し、協働を実践するための具体的な取組として「NPO 等からの協働事業提案制度」をモデル実施しました (平成 16 (2004) ~18 (2006) 年度)。この制度は、区が協働に取り組んでいくための土壌づくりとしての意義はあったものの、NPO や市民活動団体に対する区からの活動資金の援助が中心となったこともあり、NPO 等の自助努力を促す視点が不十分だった点等が課題となったところです。

その後、国からの要請に基づき簡素で効率的な自治体行政を目指すための「地方行革」の取組が全国的に進められる中、区においても、平成 17 (2005) 年度に策定した行財政改革大綱において、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、平成 22 (2010) 年度までに区の 6 割の事業を、NPO 等との協働、民営化・民間委託により実施する方針を定め、公共サービスの提供主体や提供方法を多様化していく取組を行いました。

また、平成 18 (2006) 年度に設置した「市場化提案制度検討委員会」の検討報告を受け、平成 19 (2007) 年度から杉並版市場化提案制度を実施しました(平成 21 (2009) 年度まで実施)。この仕組みは、区の全ての事務事業を対象に、企業・NPO 法人等から提案を受け、公共サービスの担い手となってもらおう区独自の取組として注目されましたが、単純な委託の提案が多く、事業を担当する部署と事前に協議を行うプロセスも不足しており、提案数も年々減少していきました。

平成 22 (2010) 年に現区政がスタートし、現基本構想の下で「協働推進基本方針」を、平成 24 (2012) 年度には「杉並区における今後の協働の取組方針」をそれぞれ策定し、これらの方針に基づき、平成 25 (2013) 年度から新たな協働提案事業を実施(平成 25 (2013) 年度事業選定、平成 26 (2014) 年度から実施)しました。これは、区が地域の課題をテーマとして予め設定・公表し、地域活動団体からの提案を受け、提案団体と担当部署による事前協議を行った上で、区との協働により課題解決に取り組もうとする制度で、現在も継続していますが、提案者である NPO 等と事業提案を受ける庁内各部署のマッチングの面などに課題があり、近年は採択される事業数が減少傾向となっています。

この間、協働を担う人材育成の観点から「すぎなみ地域大学」を平成 18 (2006) 年度に開校し、区民自らが地域活動に必要な知識・技術を学び、地域社会に貢献する人材や協働の担い手として活動していただくための取組を現在まで継続しています。また、区民との協働を進めるための庁内体制については、平成 25 (2013) 年 2 月に全庁的な推進組織として「協働推進本部」を設置し、平成 27 (2015) 年度からは協働推進計画に沿って、各部署において具体的な取組が行われていますが、協働の担い手となる職員の意識向上や各所属が主体的に取り組む気運醸成など、全庁を挙げた体制の構築には課題が残されています。

区の協働のあり方を模索する歩みは、約 20 年間にわたる変遷を経て、今日に至っていますが、今なお試行錯誤の途上です。

今後、中長期的な人口減少と高齢化に伴い、人的資源の制約が顕在化していくことが予想される中、複雑かつ高度な行政課題・地域課題を行政のみの知識・人材等で解決していくことはさらに困難となっていきます。こうした観点から、新たな時代を見据えた協働のあり方については、以下のような取組を進めていく必要があると受けとめています。

- 地域を最もよく知る住民や、地域で活動する団体・企業との協働を一層深化させ、地域の課題の解決や地域全体の発展に向け、連携して取り組んでいくことが必要不可欠です。
- 行政は、ICT の積極的な活用を図ることで地域住民や企業、NPO などを含めた様々な利害関係者(ステークホルダー)との双方向コミュニケーションを拡充し、それらの方々の参画を得ながら地域の力を結集して、地域ニーズを一層反映した取組を進めていくことが重要です。
- このため、これらの主体をネットワーク化することなども念頭に置きつつ、協働を推進していくためのプラットフォーム(基盤)の構築を視野に入れる必要があります。

### 3 今後の協働推進に向けたポイント（視点）

#### ○地域課題の解決に向けた企業等のさらなる参画推進

これまで協働の取組の中核を担っていた NPO や地域活動団体に加え、企業など多様な主体との連携・協働体制をさらに推進し、様々な地域課題の解決に向けた取組を行う、といった視点。

#### ○地域の多様な主体の参画による新たなプラットフォームの構築

地域課題の解決に結び付けることを目的に、住民や企業等、異なる主体相互のマッチングを図るための、新たなプラットフォームを構築する、といった視点。

#### ○行政の協働推進体制の再構築

協働による課題解決を強力に推進していくための庁内体制として、職員の意識向上・人材育成や、各部署における主体的な取組の促進はもとより、企業を含めた外部人材の積極的な登用を図ること等を通じ、区役所を挙げた協働推進体制を未来に向けて再構築していく、といった視点。

#### 《参考資料》

- 協働・連携に関する他部会での意見
- ICT（情報通信技術）に関連する他部会での意見
- すぎなみ協働推進ガイドライン 2013 年度版
- 区における協働に関する「提案制度」の概要《当日席上配付》
- 各提案制度のこれまでの実績《当日席上配付》